

桜門体育学会 役員の選出に関する規程

平成 23 年 12 月 11 日制定

(目的)

- 1 会則第 4 章に示す役員の選任を円滑に遂行するために本規程を定める。

(理事会の構成)

- 2 理事会は、日本大学 14 学部の体育関係教員 14 名と、次期理事長が正会員の中から推薦する 6 名で構成する。

(理事候補者推薦委員会)

- 3 理事候補者を推薦するために「理事候補者推薦委員会」(以下「推薦委員会」という)を設ける。
- 4 推薦委員会は、現任会長並びに理事長、常務理事の 6 名で構成する。
- 5 推薦委員会の委員長は会長、幹事は理事長とし、役員選出に関わる総会の 4 か月前までに委員会を開催するとともに、必要に応じて推薦委員会を開催する。
- 6 推薦委員会は、理事候補者 14 名の各候補者を推薦する。

(理事長の選任)

- 7 理事長は、会則第 6 条 (4) に基づき、14 名の理事候補者の互選により選出する。選出後、推薦委員会は選出された理事長の所属学部より 1 名の理事候補者を追加推薦する。

(理事長における理事の選任)

- 8 会則第 6 条 (2) に基づき、理事長候補者が正会員の中から理事候補者 6 名を推薦する。

(副理事長の選任)

- 9 副理事長は、会則第 6 条 (5) に基づき、理事長候補者が理事の中から推薦する。選出後、推薦委員会は選出された副理事長の所属学部より 1 名の理事候補者を追加推薦する。

(会長、副会長の選任)

- 10 会長、副会長は、会則第 6 条 (1) に基づき、理事会の推挙により選出する。
- 11 会長、副会長が理事候補者より選出された場合は、推薦委員会が理事候補者を推薦して補う。

(常務理事の選任)

- 12 常務理事は、会則第 6 条 (3) に基づき、理事候補者の互選により選出する。

(事務局長の選任)

- 13 事務局長は、会則第 6 条 (6) に基づき、理事長候補者が正会員の中から推薦する。

(監事の選任)

- 14 監事は、会則第 6 条 (7) に基づき、理事会が正会員の中から推薦する。

(幹事の選任)

- 15 幹事は、会則第 6 条 (8) に基づき、理事長候補者が正会員の中から委嘱する。

(役員の選定)

- 16 すべての役員の選定は、会則第 6 条に基づき、総会において審議決定する。

付則 本規程は、平成 23 年 12 月 11 日から施行する。